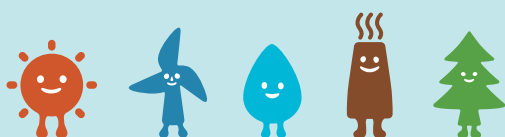


再生可能エネルギーをつくること。  
それは、日本の未来をつくること。

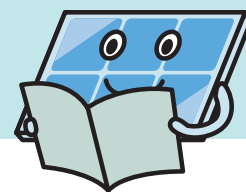
再生可能エネルギー

**FIT・FIP** 制度  
ガイドブック

2025



# 目次



- ▶ FIT・FIP制度の支援を受けようとする皆様へ ..... 2
- ▶ 日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー ..... 3
- ▶ 再生可能エネルギー FIT制度・FIP制度の概要 ..... 4
- ▶ 再生可能エネルギーの導入状況 ..... 8
- ▶ 2025年度以降の調達価格/基準価格と調達期間/交付期間 ..... 9
- ▶ 2025年度以降のFIT/FIP・入札制度の対象 ..... 11
- ▶ 屋根設置太陽光発電の初期投資支援スキーム ..... 12
- ▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ ..... 13  
(太陽光発電の場合)
- ▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ ..... 15  
(風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合)
- ▶ 事業計画認定の手続方法 ..... 17
- ▶ 事業計画の認定について ..... 18
- ▶ 地域活用要件について ..... 19
- ▶ 認定後の注意事項 ..... 21
- ▶ 事業計画の変更について ..... 23
- ▶ 2025年度の入札の概要とスケジュール ..... 25
- ▶ 発電設備の保安に関する法令について ..... 27
- ▶ 定期報告について ..... 28
- ▶ 説明会及び事前周知措置 ..... 29
- ▶ 認定事業者の義務/パネルの増設・更新の特例等 ..... 32
- ▶ よくある質問 ..... 33



# FIT・FIP制度の支援を受けようとする皆様へ

FIT・FIP制度は再生可能エネルギーの導入促進を目指し、2012年度に導入された制度です。FIT・FIP制度により、制度導入前は電源構成比にして10%に満たなかった再生可能エネルギーは、2023年度時点で約23%にまで拡大しました。

他方、再エネの急速な拡大に伴い、FIT・FIP制度を支える国民負担の増大や、地域とトラブルになる再エネの増加が課題となっています。また、認定を取得したにも関わらず、長期間にわたって運転を開始していない、いわゆる「未稼働案件」の課題も存在します。

こうした課題に対応するため、資源エネルギー庁では、再エネ特措法を改正し、入札制度、認定失効制度、説明会制度等の導入により国民負担の低減や事業規律の強化を図ってまいりました。上記のような課題が顕在化している中で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ再エネ導入を図っていくためには、引き続き再エネ特措法を厳格に運用していく必要があります。

この「FIT・FIP制度ガイドブック」は、FIT・FIP制度の支援を受けようとする皆様に、制度の理解を促すことを目的に作成しています。FIT・FIP制度の支援を受けようとする皆様におかれましては、このガイドブックをご覧になった後、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」及びその下位法令並びに資源エネルギー庁が公開している各種ガイドラインをぜひご熟読いただき、法令に従った事業の実施をお願い申し上げます。

法令・各種ガイドラインについては、こちらをチェック

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_legal.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html)



# 日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー

## 再生可能エネルギーの3つのベネフィット

### 日本のエネルギー自給率をアップ

太陽、風、水、地熱、森林といった日本にある自然のチカラを効率的に電気へ。エネルギー自給率の向上につながります。

### 日本の技術を活かし新たな産業を創出

新しい発電技術を開発して、国際競争力を高めるだけでなく、最新の発電施設を建設することで、新たな産業を広げていきます。

### CO<sub>2</sub>排出が少なく地球にやさしい

化石燃料を使う場合と比べると、環境への影響を最小限に抑えることができ、地球全体の環境問題の解決につながります。

## 再生可能エネルギーの目指すべき方向性

### 「地域と共生した再生可能エネルギーの最大限の導入を促す」

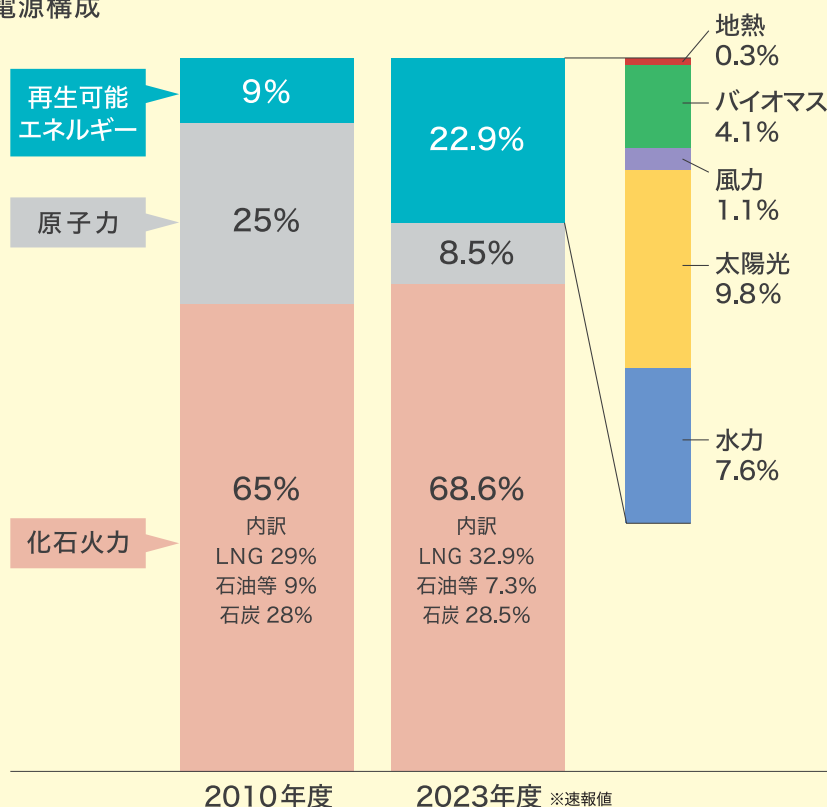
世界的には、発電コストが急速に低減し、他の電源と比べてもコスト競争力のある電源となっており、導入量が急増しています。政府が2025年2月に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」では、地域と共生する形での適地確保、事業規律の強化、コスト低減・市場への統合、系統制約の克服、技術開発の推進などを進め、最大限の導入を促していくという方向性が示されています。

## エネルギーミックスの実現

### 更なる再生可能エネルギー導入を目指す

経済産業省では、新たな2040年度におけるエネルギー需給の見通し(エネルギーミックス)において、再生可能エネルギーの比率を4～5割程度としています。S+3Eを大前提に、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していきます。

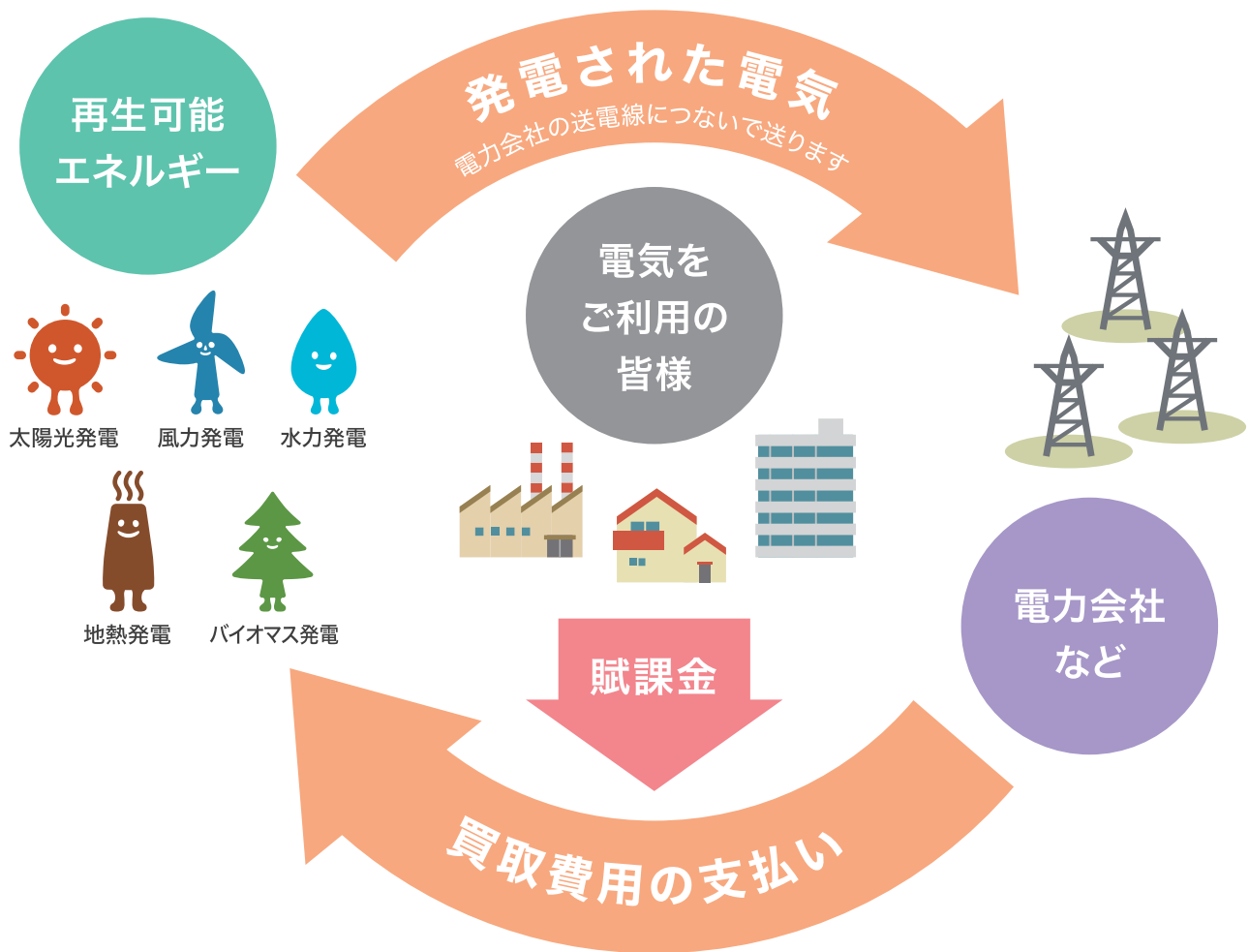
■ 電源構成



# 再生可能エネルギー FIT制度・FIP制度の概要

## 固定価格買取制度(FIT制度)の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



# 再生可能エネルギー FIT制度・FIP制度の概要

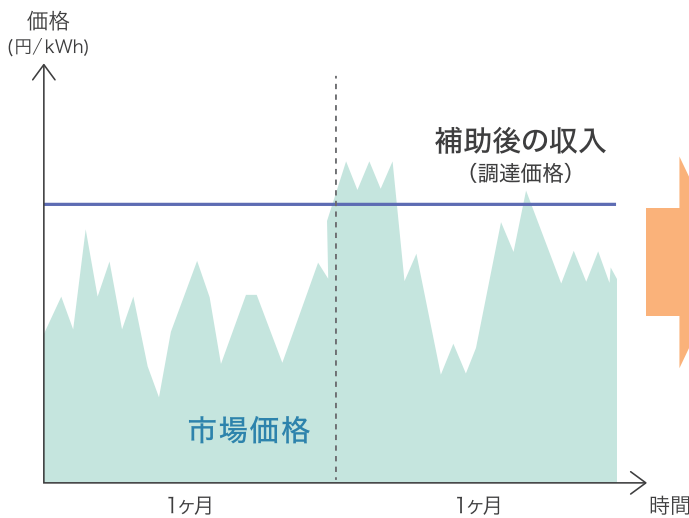
## FIP (Feed-in Premium) 制度の仕組み

再生可能エネルギーの電力市場への統合を図っていくため、2022年度からFIT制度に加えて、市場連動型のFIP制度が導入されました。FIP制度の認定を受けた方は、発電した再生可能エネルギー電気を、卸電力取引市場や相対取引により自ら市場で売電することとなります。その際、あらかじめ設定された基準価格 (FIP 価格) から、参照価格 (市場取引等により期待される収入) を控除した額 (プレミアム単価) に、再エネ電気供給量を乗じた「プレミアム」が、1ヶ月毎に決定され、当該発電事業者に交付されることとなります。



価格が一定で、  
収入はいつ発電しても同じ

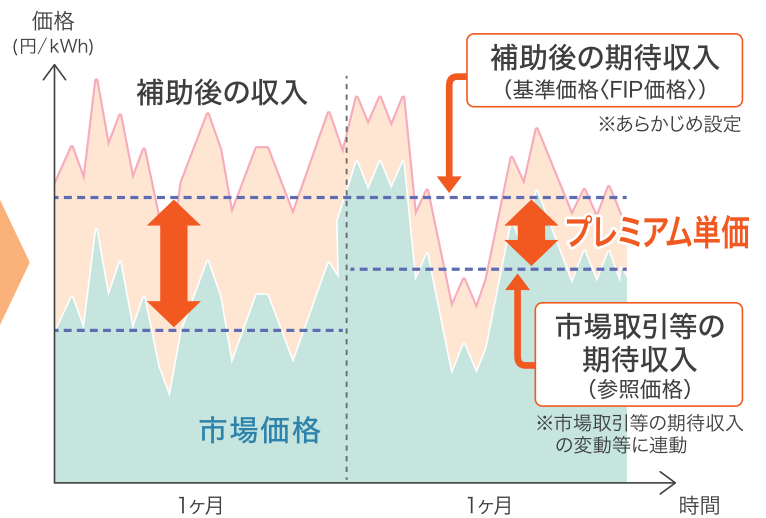
- ② 需要ピーク時 (市場価格が高い) に供給量を増やすインセンティブなし



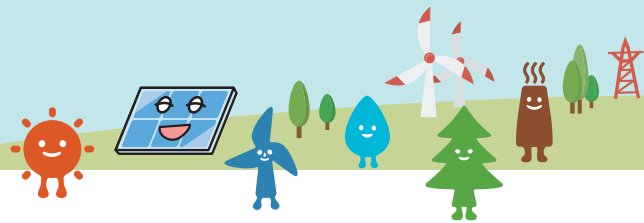
補助額 (プレミアム) が一定で、  
収入は市場価格に連動

- ② 需要ピーク時 (市場価格が高い時) に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり

※プレミアムは、参照価格に連動して1ヶ月ごとに更新され、また、出力制御が発生するような時間帯の電気供給には交付されない。



$$\text{基準価格} - \text{参照価格} = \text{プレミアム単価}$$



## 再生可能エネルギー賦課金（再エネ賦課金）

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気の使用者から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。

再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

電気ご使用量のお知らせ		いつもご利用いただきありがとうございます		電気料金領収証	
エネ庁 タロウ 様		ご契約番号 000-000000-0 ご契約種別 AAA		エネ庁 タロウ 様 ご契約番号 000-000000-0 ご契約種別 AAA	
●●年 × 月分		ご請求予定額 0,000円		●●年 × 月分	
ご使用量	000 kWh			領収金額 0,000円	
当月指示数	000	基本料金	000円	うち消費税等 000円	
前月指示数	000	第1料金	000円	うち再エネ賦課金等 00円	
差引	000	第2料金	000円	上記金額を×月■日	
		第3料金	000円	ご指定口座より	
		燃料費調整額	0円	領収させていただきます。	
		再エネ賦課金	0円	○△□電力株式会社 ◇◎営業所	
今回の検針日	×月■日			お問い合わせ先	
次回の検針日	×月■日			<b>検針票サンプル</b>	
お問い合わせ先					
お引越の方	××-××××-××××				
その他の方	××-××××-××××				

再エネ賦課金

電気料金

+

再エネ賦課金

=

月々の電力会社へのお支払い

〈再エネ賦課金の算定方法〉

再エネ賦課金

=

ご自身が使用した  
電気の量 (kWh)

× 賦課金単価  
(賦課金単価はHP※1で  
ご確認ください。)※2

※1 令和7年度の賦課金単価は、なっとく再エネHPをご確認ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/surcharge.html#surcharge](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html#surcharge)

※2 ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。



再エネ賦課金の流れについては、こちらの動画をチェック

<http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4>





# 再生可能エネルギー FIT制度・FIP制度の概要

## 対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合やビル・工場の屋根に載せるような10～50kWの太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。（詳細は9ページ）

### ■各エネルギーの特徴



太陽光発電



太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

強み

- 相対的にメンテナンスが簡易。
- 非常用電源としても利用可能。

課題

- 天候により発電出力が左右される。
- 一定地域に集中すると、送配電系統の電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。



風力発電



風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。陸上に設置されるものから洋上に設置されるものまであります。

強み

- 大規模に開発した場合、コストが火力、水力並みに抑えられる。
- 風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。

課題

- 広い土地の確保が必要。
- 風況の良い適地が北海道と東北などに集中しているため、広域での連系についても検討が必要。



水力発電



水力発電は河川などの高低差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーで水車を回して発電します。現在では農業用水路や上水道施設などでも発電できる中小規模のタイプが利用されています。

強み

- 安定して長期間の運転が可能で信頼性が高い。
- 中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。

課題

- 中小規模タイプは相対的にコストが高い。
- 事前の調査に時間を要し、水利権や関係者との調整も必要。



地熱発電



地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

強み

- 出力が安定しており、大規模開発が可能。
- 昼夜を問わず24時間稼働。

課題

- 開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。
- 温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。



バイオマス発電



動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

強み

- 資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。
- 天候などに左右されにくい。

課題

- 原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。



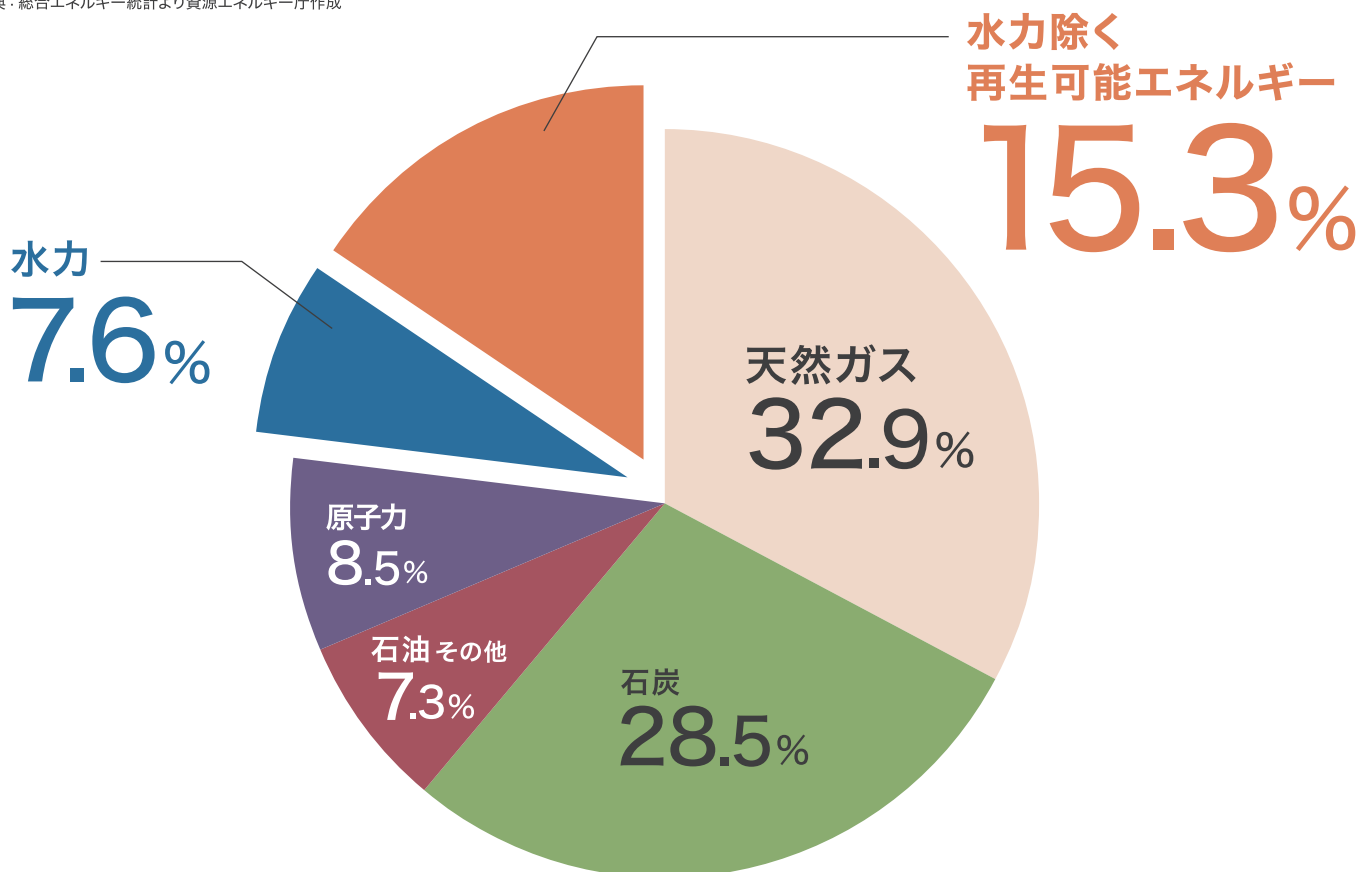
# 再生可能エネルギーの導入状況

2023年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合は、約22.9%です。

水力を除く再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、2.2% (2010年度) から15.3% (2023年度) に増加しました。

## ■我が国の発電電力量の構成 (2023年度速報値)

出典：総合エネルギー統計より資源エネルギー庁作成



## ■固定価格買取制度の開始により、各電源で設備の導入が進みました。

再生可能エネルギー

	2010年度	2023年度
再エネの電源構成比率 発電電力量：億kWh	9.5% (1,091 億kWh)	22.9% (2,253 億kWh)
太陽光	0.3% 35 億kWh	9.8% 965 億kWh
風力	0.3% 40 億kWh	1.1% 105 億kWh
地熱	0.2% 26 億kWh	0.3% 34 億kWh
水力	7.3% 838 億kWh	7.6% 748 億kWh
バイオマス	1.3% 152 億kWh	4.1% 401 億kWh

出典：2023年度数値は令和5年度(2023年度)エネルギー需給実績(速報)より引用

# 2025年度以降の調達価格/基準価格と調達期間/交付期間

■ 価格目標 / 卸電力取引市場価格 + 環境価格

電源	区分	1kWhあたり調達価格/基準価格 <sup>※1</sup>				調達期間/ 交付期間 <sup>※2</sup>
		2024年度	2025年度(4月~9月)	2025年度(10月~3月)	2026年度	
太陽光	入札制度適用区分	入札制度により 決定 <sup>※4</sup> (第20回9.2円/第21回9.13円/ 第22回9.05円/第23回8.98円)	入札制度により 決定 (第24回8.90円/第25回8.83円/ 第26回8.75円/第27回8.68円)		入札制度により 決定	20年間
	50kW以上(地上設置)(入札制度対象外)	9.2円	8.9円		8.6円	
	10kW以上50kW未満(地上設置) <sup>※3</sup>	10円			9.9円	
	50kW以上(屋根設置)	12円	11.5円	19円(~5年)	8.3円(6~20年) <sup>※5</sup>	
	10kW以上50kW未満(屋根設置) <sup>※3</sup>	12円	11.5円	19円(~5年)	8.3円(6~20年) <sup>※5</sup>	
	10kW未満	16円	15円	24円(~4年)	8.3円(5~10年) <sup>※5</sup>	10年間
電源	区分	1kWhあたり調達価格/基準価格 <sup>※1</sup>				調達期間/ 交付期間 <sup>※2</sup>
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	
風力	陸上風力(50kW以上)	入札制度により 決定 <sup>※8</sup> (第4回14円)	入札制度により 決定 (第5回13円)	入札制度により 決定 (12円)	入札制度により 決定 (11.8円)	20年間
	陸上風力(50kW未満) <sup>※6</sup>	14円	13円	12円	11.8円	
	陸上風力(リプレース) <sup>※7</sup>	12円		-	-	
	着床式洋上風力	入札制度により 決定 (24円)	入札制度により 決定 (事前非公表)	入札制度により 決定	-	
	浮体式洋上風力	36円				
電源	区分	1kWhあたり調達価格/基準価格 <sup>※1</sup>				調達期間/ 交付期間 <sup>※2</sup>
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	
水力	5,000kW以上30,000kW未満	16円			-	20年間
	1,000kW以上5,000kW未満	27円	23円		-	
	200kW以上1,000kW未満 <sup>※7</sup>	29円			-	
	200kW未満 <sup>※7</sup>	34円			-	
水力 <sup>※9</sup> 既設導水路 活用型	5,000kW以上30,000kW未満	9円			-	20年間
	1,000kW以上5,000kW未満	15円	14円		-	
	200kW以上1,000kW未満 <sup>※7</sup>	21円			-	
	200kW未満 <sup>※7</sup>	25円			-	

※1 FIT制度は調達価格、FIP制度(入札制度適用区分を除く)は基準価格、入札制度適用区分は上限価格。

なお、2024年度以降の調達価格については、FIT認定事業者が課税事業者の場合には当該価格に消費税を加えた額とし、FIT認定事業者が免税事業者の場合には当該価格に消費税を含むものとする。(2023年度までは、当該価格に消費税を加えた額が調達価格(太陽光10kW未満を除く))

また、2024年度以降の調達価格・基準価格(同年度以降に新規認定を取得した案件に限る)について、最大受電電力が10kW以上の場合には、当該価格に発電側課金相当額を加えた額とする。

※2 FIT制度であれば調達期間、FIP制度であれば交付期間。

※3 10kW以上50kW未満の事業用太陽光発電のFIT新規認定には、自家消費型の地域活用要件を設定する。ただし、営農型太陽光は、3年を超える農地転用許可が認められる案件は、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の新規認定対象とする。

※4 入札制度適用対象は、250kW以上。ただし、屋根設置区分は入札制度の適用対象としない。

※5 事業用太陽光(屋根設置)・住宅用太陽光の2026年度の調達価格・基準価格については2025年度下半期にも適用。国民負担には中立的な形で、投資回収の早期化を図る価格設定(初期投資支援スキーム)を採用。

※6 FIT新規認定には、地域活用要件を設定する(ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは除く)。

調達価格/基準価格や調達期間/交付期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に、価格目標や適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

■ 価格目標 / 卸電力取引市場価格 + 環境価格

電源	区分		1kWhあたり調達価格/基準価格 <sup>※1</sup>			調達期間/ 交付期間 <sup>※2</sup>		
			2024年度	2025年度	2026年度			
地熱	新設	1,000kW未満 <sup>※7</sup>	40円			15年間		
		1,000kW以上 15,000kW未満	40円	出力に応じて <sup>※10</sup> 価格が連続的に変化				
		15,000kW以上 30,000kW未満	26円					
		30,000kW以上	26円					
	全設備更新型	1,000kW未満 <sup>※7</sup>	30円					
		1,000kW以上 15,000kW未満	30円	出力に応じて <sup>※10</sup> 価格が連続的に変化				
		15,000kW以上 30,000kW未満	20円					
		30,000kW以上	20円					
	地下設備流用型	1,000kW未満 <sup>※7</sup>	19円					
		1,000kW以上 15,000kW未満	19円	出力に応じて <sup>※10</sup> 価格が連続的に変化				
15,000kW以上 30,000kW未満		12円						
30,000kW以上		12円						
電源	区分		1kWhあたり調達価格/基準価格 <sup>※1</sup>			調達期間/ 交付期間 <sup>※2</sup>		
		2024年度	2025年度	2026年度				
バイオマス <sup>※11</sup>	メタン発酵ガス(バイオマス由来) <sup>※12</sup>		下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス		35円		20年間	
	間伐材等由来の木質バイオマス	2,000kW以上	間伐材、主伐材 <sup>※13</sup>		32円			
		2,000kW未満 <sup>※12</sup>			40円			
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料	10,000kW以上(入札制度適用区分)	製材端材、輸入材 <sup>※13</sup> 、剪定枝 <sup>※14</sup> 、パーム椰子殻、パームトランク等 <sup>※15</sup>	入札制度により決定(第7回17.8円)	入札制度により決定(第8回事前非公表)	-		
		10,000kW未満 <sup>※12</sup>		24円				
	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料(入札制度適用区分)		パーム油、カシューナッツ殻油	入札制度により決定(第7回17.8円)	入札制度により決定(第8回事前非公表)	-		
	建設資材廃棄物 <sup>※12</sup>		建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材	13円				
一般廃棄物その他バイオマス <sup>※12</sup>		剪定枝 <sup>※14</sup> ・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液	17円					

※7 FIT新規認定(1,000kW未満)には、地域活用要件を設定する(ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは除く)。

※8 第5回入札において応札容量が1.2GWを超えた場合は同年度内に追加入札を実施。

その際の上限価格は、第5回入札の加重平均落札価格又は2026年度入札の上限価格(12円)のいずれか高い額(事前公表)とする。

※9 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

※10 1,000kW未満の調達価格・基準価格をa円/kWh、30,000kW以上の基準価格をb円/kWhとすると、出力xkWの際の価格は右記の式で算出。(小数点第3位以下は切り捨て)

$$\text{基準価格(円/kWh)} = \frac{b-a}{29,000} \times x + a - \frac{1,000(b-a)}{29,000}$$

※11 主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電は、当該主産物・副産物が直接燃焼する場合に該当する区分において取り扱う。

石炭(ごみ処理焼却施設で混焼されるコース以外)との混焼を行うものは、2019年度(一般廃棄物その他バイオマスは2021年度)からFIT/FIP制度の新規認定対象とならない。

また、2018年度以前(一般廃棄物その他バイオマスは2020年度以前)に既に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT/FIP制度の対象から外す。ただし、2018年度以前(一般廃棄物その他バイオマスは2020年度以前)に既に認定を受けた案件のFIP制度への移行は認める。

※12 FIT新規認定(2024年度は2,000kW未満、2025年度は1,000kW未満(廃棄物の焼却施設に設置されるものは2,000kW未満))には、地域活用要件を設定する(ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは除く)。

※13 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。

※14 一般廃棄物・産業廃棄物に該当せず、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明が可能な剪定枝については、一般木質バイオマスとして取り扱う。

※15 2023年4月より、新規燃料として、EFB(パーム椰子果実房)、ココナッツ殻、カシューナッツ殻、くるみ殻、アーモンド殻、ピスタチオ殻、ひまわり種殻、コーンストローベレット、ペンコワン(葛芋)種子、サトウキビ茎葉、ピーナッツ殻を「農産物の収穫に伴って生じる固体燃料」として対象に追加する。

















以下の①～⑥のいずれか1つを満たすことが必要になります。(新設・リプレースを問わない)

### 自家消費・地域消費型

① 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気量の少なくとも3割を自家消費するもの。  
すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの。

- ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要になります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、記録を行う必要があります。

② 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するもの。

- ▶ 当該小売電気事業者または登録特定送配電事業者が小売供給する電気量全体のうち50%以上を発電設備が所在する都道府県内に小売供給していることが求められます。
- ▶ 当該小売電気事業者または特定登録送配電事業者の協力により、小売供給の状況がわかる書類等を提出することが求められます。

### 地域一体型

④ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義(第三者との共同名義含む)の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体への供給が、位置付けら